

保育園等の入園について（Q & A）

Q 1 利用保留の通知がきたが、なぜ入所できないのですか。

A 1 お待ちいただいている保護者の皆様には、ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

毎年、保育園等の整備を進めておりますが、増設した受入枠以上に保育園等を申し込まれる方が増加し、結果として定員以上の申込状況が続いております。

このため、保護者の方々の家庭状況等に応じた利用調整を行い、優先度（指数）の高い方から利用内定を行った結果、空きが少ない施設やクラスを申し込まれた方等につきましては、保留とさせていただきます。

Q 2 利用の内定方法はどのようにしているのですか。

A 2 保育園等の利用内定の方法については、保育の必要な事由（労働時間や家庭状況等）に応じて優先の度合いを指数化し、指数が高い方から順番に利用内定を行っています。（詳細な指数の決め方については、Q 9をご覧ください。）

Q 3 保育園等への申し込みの結果、保留となりましたが、会社に復帰しなければなりません。他に子どもを預ける場所がありますか。

A 3 保護者様の職場復帰の予定がある中で、ご希望の保育園等の入所が決定できず、ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

利用調整後においても定員に満たない保育園等もありますので、今回の利用調整時点で申し込んでいる保育園等の他に、通所可能な保育園等がありましたら、希望施設を追加することもご検討ください。

各施設の空き状況は、毎月利用調整直後の情報を朝霞市公式ホームページに掲載しております。空き状況は入所者の退園等により変動することがありますので、最新の情報については保育課保育係までお問い合わせください。

※認可外保育施設や幼稚園等の施設の利用を開始されたことに伴い、利用調整時の指数等が変更となる場合には、「利用調整（入所・転所）申請事項変更届」及び「保育室等在園証明書」をご提出ください。

Q 4 令和6年度に引き続き、令和7年度も保留になりました。いつまで保育園等に入所できないのですか。

A 4 引き続きお待ちいただく結果となり、ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

本市ではこれまで、認可保育園の施設整備を行い、待機児童の解消に努めているところでございます。しかし、増設した受入枠以上の申請があり、皆様のご希望に沿えない結果となっております。このような結果を受け、今後もさらなる待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

Q 5 保育園等に入所できなかった場合、毎月申請をする必要はありますか。

A 5 令和7年4月から令和8年2月入所まで、毎月の利用調整の対象となりますので、毎月入所の申請をする必要はありません。

なお、利用保留となった後の利用調整の結果については、利用が内定した場合のみ、お知らせしますのであらかじめご了承ください。

Q 6 育児休業を延長することになりました。何か手続きは必要ですか。

A 6 保育園等に入所できなかったことで、職場復帰の時期に変更を生じさせる結果となり、ご迷惑をおかけしました。育児休業を延長したことに伴い、今後の利用調整において、保育園等の入所条件である、入所（内定）月の翌月初日までの復帰ができなくなってしまう場合につきましては、保育園等の入所申請の取り下げが必要です。詳しくは、「令和7年度 幼稚園・認定こども園・保育園等のご案内」をご覧ください。

なお、入所（内定）月の翌月初日までの復帰が可能な方は、取り下げは不要ですが、「利用調整（入所・転所）申請事項変更届」及び「就労証明書」をご提出ください。

Q 7 朝霞市外に転出しました（これから転出します）。何か手続きは必要ですか。

A 7 朝霞市外へ転出した（する）場合は保育園等の入所申請の取り下げが必要です。転出後も引き続き朝霞市の保育園等へ入所を希望される方は、転出先の自治体を通して再度申請が必要となりますので、手続きの方法について転出先の自治体の保育園担当課にお問い合わせください。

Q 8 現在の保留順位が何番目なのか分かりますか。

A 8 同封の「令和7年度保留順位表」で各希望施設の保留順位をご確認いただけます。

なお、次回以降の利用調整（選考）以降の順位につきましては、「令和7年度保留順位表」に記載されている5桁の申請番号を確認の上、保育課保育係までお問い合わせいただくことで、直近の利用調整における順位の確認ができます。

Q 9 利用調整（選考）のための指数はどのように決めていますか。

A 9 指数は、保育の必要な事由により「朝霞市保育認定利用調整基準表」を用いて、保護者の状況（労働時間及び日数等）や児童の保育状況、家庭状況、世帯員の状況、その他調整事項の項目ごとに付けております。指数の合計が同点の場合には、①家庭状況 ②父母の状況 ③児童の保育状況 ④世帯員の状況の項目順に指数の高い方を優先します。また、この4項目ともすべて同点の場合には、前年度市区町村民税所得割額（父母等合算金額）の少ない方を優先し、さらに、前年度市区町村民税所得割額も同じ場合には、同一世帯の中で最も長く朝霞市に居住している方（現在までの連続した期間）を比較し、居住期間の長い方を優先しております。

※「朝霞市保育認定利用調整基準表」は、朝霞市ホームページ又は「令和7年度 幼稚園・認定こども園・保育園等のご案内」の61ページをご覧ください。

Q 10 指数はどのような時に上がったり下がったりしますか。

A 10 例えば、今まで自宅で保育していたお子さんが、認可外保育施設に入室（月64時間以上の利用）されたり、勤務内定だった方が勤務開始されたりした場合等に指数が上がります。一方で、退職や勤務時間の減少があった場合等には、指数が下がることになります。

いずれの場合にも、変更が生じた場合には速やかに「利用調整（入所・転所）申請事項変更届」を提出していただく必要があります。（なお、添付書類が必要な場合もあります。）

※提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、利用調整後であっても利用の決定を取り消すことがありますのでご注意ください。

上記質問の他、ご不明な点等がありましたら、保育課窓口・電話等でご相談ください。